

平成24年度文部科学省税制改正事項

〈平成24年度税制改正大綱 閣議決定(平成23年12月10日)〉

1. 要望が認められたもの

- (1) 特例民法法人から、一般社団・財団法人に移行した法人が設置する図書館・博物館・幼稚園について、固定資産税等の非課税措置の創設(遊休財産を多額に持たないなど財務面からの一定の基準を満たす法人に限る)
- (2) 重要有形民俗文化財の国への譲渡に係る特例措置(1/2課税)について、譲渡対象への地方公共団体の追加と2年延長
- (3) 子ども・子育て新システムに基づく給付について、所得税の非課税措置等【内閣府、厚生労働省との共同要望】
- (4) 研究開発税制の上乗せ措置(試験研究費を増額した場合や試験研究費が高水準な場合の優遇措置)の2年延長【経済産業省等との共同要望】

2. 税制改正大綱において検討事項とされたもの

～市民公益税制～

- 寄附税制について、寄附文化醸成にも資するよう、必要に応じて見直しを検討。
 - ・ 税額控除の対象となる法人について、「新しい公共」を推進する観点から、どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討。
 - ・ 学校法人等への税額控除の要件(PST要件)の見直しについて、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえて検討。
 - ・ 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうか検討。

平成24年度文部科学省税制改正事項の概要

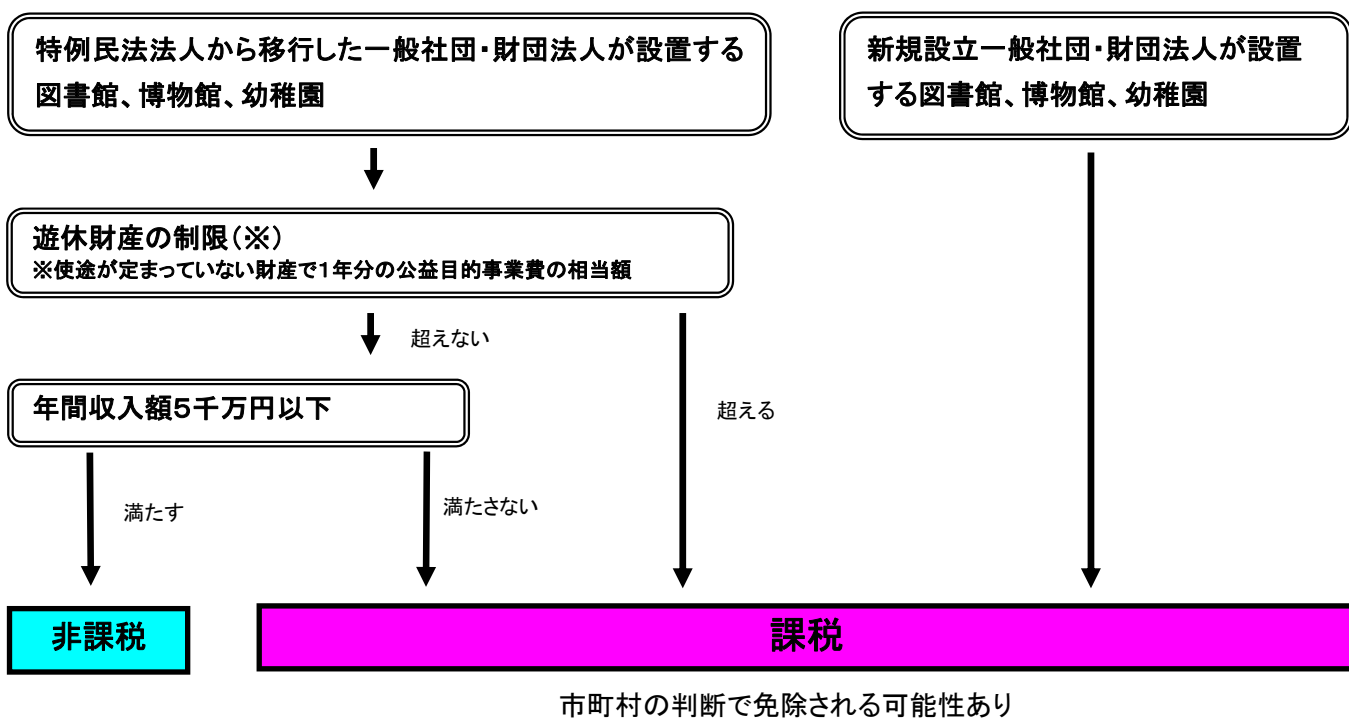
1. 要望が認められたもの

(1) 特例民法法人から、一般社団・財団法人に移行した法人が設置する図書館・博物館・幼稚園について、固定資産税等の非課税措置の創設
【固定資産税、不動産取得税等】

特例民法法人から、一般社団・財団法人に移行した法人(一定の基準を満たした法人に限る。)が設置する図書館、博物館、幼稚園については、固定資産税、不動産取得税、都市計画税を非課税とする。

【一定の基準】

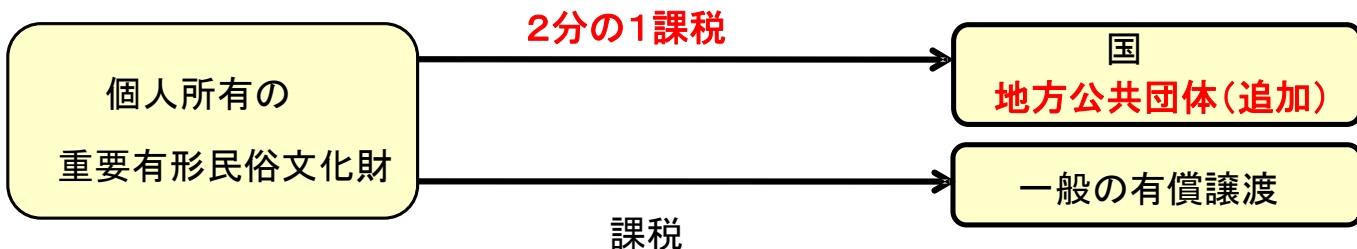
- ・遊休財産の制限(※)を超えないこと※使途が定まっていない財産で1年分の公益目的事業費の相当額
- ・年間収入額5千万円以下であること



(2) 重要有形民俗文化財の国への譲渡に係る特例措置について、譲渡対象への地方公共団体の追加と2年延長

【所得税等】

個人が所有する重要有形民俗文化財の譲渡については、平成24年12月31日までの特例措置として、「国」への譲渡につき2分の1課税であったところ、対象譲渡先の範囲に「地方公共団体」を加えるとともに、その適用期限を2年延長する(平成26年12月31日まで)。

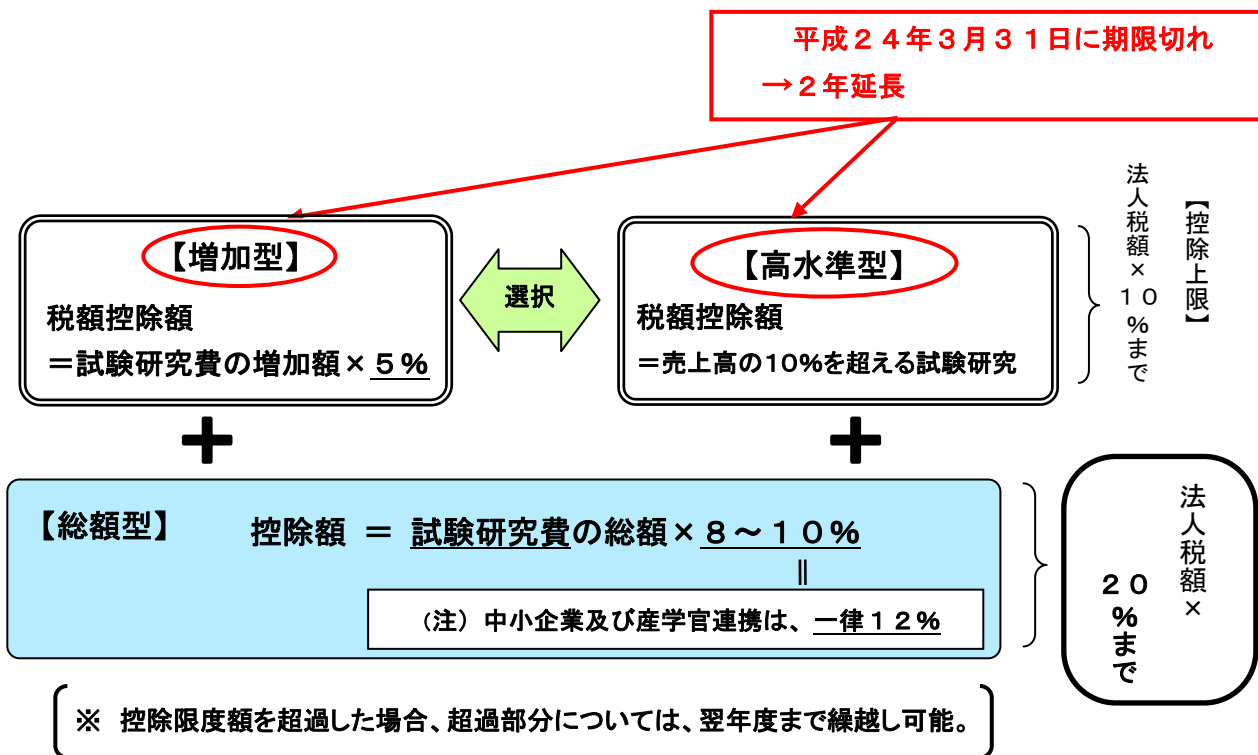


(3) 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置(内閣府、厚生労働省との共同要望) 【所得税等】

子ども・子育て新システムに基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、所得税、個人住民税を課さず、また、税金の滞納処分による差押えを禁止する。

(4) 研究開発税制の上乗せ措置の2年延長 (経済産業省等との共同要望) 【法人税等】

研究開発税制の上乗せ措置である増加型及び高水準型については、平成23年度末までの特例措置であったところ、その適用期限を2年延長する(平成26年3月31日まで)。



2. 税制改正大綱において検討事項とされたもの

市民公益税制について【平成24年度税制改正大綱 ～抜粋～】

○ 市民公益税制

平成23年度税制改正においては、「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援するため、税額控除の導入など画期的な改正を行いました。

今後は、制度の周知徹底に努め、寄附者や寄附を受ける法人において円滑に制度が定着していく取組みを進めていく必要があります。

また、これまでの累次にわたる制度拡充の効果検証を行った上で、寄附税制について、寄附文化醸成にも資するよう、必要に応じて見直しを検討していきます。

平成23年度税制改正では、「新しい公共」の担い手となる法人への草の根の寄附を促進するため、認定NPO法人や一定の要件を満たす公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附金について、所得税において新たに税額控除を導入しました。

税額控除の対象となる法人について、「新しい公共」を推進する観点から、どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討します。

また、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を対象としています。が、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討を行います。

なお、寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。